

JFA 第 9 回全日本 U-15 女子フットサル大会

秋田県大会実施要項（初稿）

1. 名 称

JFA 第 9 回全日本 U-15 女子フットサル大会秋田県大会

2. 主 催

一般社団法人秋田県サッカー協会

3. 主 管

一般社団法人秋田県サッカー協会フットサル委員会、秋田県フットサル連盟

4. 期 日

平成 30 年 10 月 13 日（土）

5. 会 場

秋田県営トレーニングセンター（秋田市雄和椿川字駒阪台 4-1）TEL018-886-2822

6. 参加資格

(1) フットサルチームの場合

- ① 公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」とする。）に「フットサル 3 種」または「フットサル 4 種」の種別で加盟登録したチームであること。一つの加盟登録チームから複数のチームで参加できる。JFA に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。
- ② 前項のチームに所属する 2003 年 4 月 2 日以降に生まれた選手であること。女子に限る。
- ③ 外国籍選手は 1 チームあたり 3 名までとする。
- ④ 主体となるチームの選手数が 12 名未満の場合、複数チームによる「合同チーム」の大会参加を、以下の条件により認める。
 - I 主体となるチーム及びその選手は、それぞれ上記①、②を満たしていること。
 - II 合同するチームの選手は、2003 年 4 月 2 日以降に生まれた女子選手で、JFA に登録されていること。なお、選手が所属するチームの種別・種別区分は問わない。サッカーチームに所属する選手の合同も認める。
 - III 極端な勝利目的の為の合同チームではないこと。
 - IV 合同チームとしての参加を当該都道府県サッカー協会フットサル委員長が別途了承すること。
 - V 大会参加申込の手続きは、それぞれのチームの代表者が協議の上、主体となるチームが行う。

(2) サッカーチームの場合

- ① JFA に「3種」、「4種」または「女子」の種別で加盟登録したチームであること。一つの加盟登録チームから複数のチームで参加できる。JFA に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。
- ② 前項のチームに所属する 2003 年 4 月 2 日以降に生まれた選手であること。女子に限る。
- ③ 外国籍選手は 1 チームあたり 3 名までとする。
 - I 主体となるチーム及びその選手は、それぞれ上記①、②を満たしていること。
 - II 合同するチームの選手は、2003 年 4 月 2 日以降に生まれた女子選手で、JFA に登録されていること。なお、選手が所属するチームの種別・種別区分は問わない。フットサルチームに所属する選手の合同も認める。
 - III 極端な勝利目的の為の合同チームではないこと。
 - IV 合同チームとしての参加を当該都道府県サッカー協会フットサル委員長が別途了承すること。
 - V 大会参加申込の手続きは、それぞれのチームの代表者が協議の上、主体となるチームが行う。

(3) 都道府県大会、地域大会を通して、選手は、他のチームで参加していないこと。所属するチームが複数のチームで参加する場合、またはサッカーチームとフットサルチームの両方に所属し、両方のチームが参加する場合を含む。

7. 参加チームとその数

参加チームは、事前に参加の意思表示をした 5 チームとする。

8. 大会形式

(1) 5 チームによるノックアウト方式で行う。

9. 競技規則

大会実施年度の「フットサル競技規則」による。

10. 競技会規定

以下の項目については、本大会で規定する。

(1) ピッチ

原則として、36m×18mとする。

(2) ボール

試合球：モルテン製 ヴァンタッジオ 4000 フットサル (F9V4001) 4号ボール

(3) 競技者の数

競技者の数：5名

交代要員の数：9名以内

ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数：2名以内

(4) チーム役員の数

3名以内

(5) 競技者の用具

① ユニフォーム

(ア) JFAのユニフォーム規程に基づいたユニフォームを使用しなければならない。

ただし、2016年4月1日施行の規程で追加・変更となった内容のうち、以下は2019年3月31日まで旧規程による運用を許容する。

第5条[ユニフォームへの表示]※該当のみ抜粋

・ GK グループ・キャップへのチーム識別標章・選手番号・選手名の表示

・両肩・両脇・両袖口・両腰脇・両裾に表示できる製造メーカーロゴマークの幅(10cmから8cmに変更)

・同一の製造メーカーロゴを帯状に配置する場合のロゴマーク間の距離

(イ) フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに、色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム(シャツ、ショーツ、ストッキング)を参加申込書に記載し、各試合には正副ともに必ず携行すること。

(ウ) チームのユニフォームのうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別しうるものであること。

(エ) フィールドプレーヤーとして試合に登録された選手がゴールキーパーに代わる場合、その試合でゴールキーパーが着用するシャツと同一の色彩および同一のデザインで、かつ自分自身の背番号のついたものを着用すること。

(オ) シャツの前面、背面に参加申込書に登録した選手番号を付けること。ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。選手番号は服地と明確に区別し得る色彩であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。

(カ) 選手番号については、1から99までの整数とし、0は認めない。1番はゴールキーパーがつけることとする。必ず、本大会の参加申込書に記載された選手固有の番号を付けること。

(キ) ユニフォームへの広告表示については、JFAの承認を受けている場合のみこれを認める。ただし、ユニフォーム広告表示により生じる会場等への広告掲出料等の経費は当該チームにて負担することとする。

(ク) その他のユニフォームに関する事項については、JFAのユニフォーム規程に則る。

② 靴：キャンバス、または柔らかい革靴製で、靴底がゴム、または類似の材質で出来ており、接地面が紺色、白色、もしくは無色透明のフットサルシューズ、トレーニングシュ

ーズ、または体育館用シューズタイプのもののみ使用可能とする。(スパイクシューズおよび靴底が着色されたものは使用できない。)

③ ビブス：交代要員は、競技者と異なる色のビブスを用意し、着用しなければならない。

(6) 試合時間

24分間（12分ハーフ）のプレーイングタイムとし、インターバルは5分間とする。

(7) 試合の勝者を決定する方法（試合時間内で勝敗が決しない場合）

PK方式により勝敗を決定する。PK方式に入る前のインターバルは1分間とする。

11. 懲 罰

(1) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に本大会の次の1試合に出場できない。

(2) 本大会期間中に警告の累積が2回に及んだ選手は、自動的に本大会の次の1試合に出場できない。

(3) 前項により出場停止処分を受けたとき、または、本大会の終了のときに、警告の累積は消滅する。

(4) 本大会終了時点で未消化となる出場停止処分は、東北大会に出場するチームの選手にあっては、その大会において、東北大会に出場しないチームの選手にあっては、当該チームが出場する直近のフットサル公式試合にて消化する。ただし、警告の累積によるものを除く。

(5) その他、本大会の懲罰に関する事項については、本大会の規律委員会が決定する。

12. 参加申込

(1) 1チームあたり24名（選手20名、役員4名）を上限とする。

(2) 参加チームは、大会登録票（兼参加申込書）を次の申込先にE-mailにて提出すること。

<申込先>

一般社団法人秋田県サッカー協会 フットサル委員長 夏井 浩

E-mail ac771244@city.akita.lg.jp

(3) チーム名は短縮語を除き、日本語で標記しなければならない。

(4) 申込締切日：平成30年10月2日（火）必着

(5) 前項の申込締切日以降の参加申込内容の変更は認めない。

13. 選手証

各チームの登録選手は、原則としてJFA発行の選手証を持参しなければならない。ただし、写真貼付により、顔の認識ができるものであること。

※選手証とは、JFAのWEB登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンやPC等の画面に表示したものを示す。

14. 組み合わせ

一般社団法人秋田県サッカー協会において抽選のうえ決定する。

15. 参加料

1チーム 15,000 円とし、大会開催日に本部に持参すること。

16. 表彰

優勝、準優勝のチームに賞状を授与する。なお、優勝チームは、平成 30 年 11 月 23 日（金・祝）～24 日（土）に福島県郡山市「西部第二体育館」で開催される東北大会への出場権を得る。

17. 代表者会議、マッチコーディネーションミーティング

<代表者会議兼>

午前 9 時 00 分から、ピッチのオフィシャル席で実施する。

選手証とユニフォーム正副、ビブスを持参すること。

<マッチコーディネーションミーティング>

開催しない。

18. 傷害補償

チームの責任において傷害保険に加入すること。

19. 負傷対応

競技中の疾病、傷病等の応急処置は、チームの責任において対応すること。主催者は、一切の責任を負わない。

20. その他

(1) 試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止になった場合、その帰責事由のあるチームは 0 対 5 またはその時点のスコアがそれ以上であった場合はそのスコアで敗戦したものとみなす。

(2) 施設の損壊については、不可抗力による場合のみ協会に対応するが、これ以外は当事者の責任において対応すること。

(3) 大会に参加する選手は、必ず保険証または保険証のコピーを持参すること。

(4) 喫煙場所、ゴミ等については、体育館の規則を遵守すること。

21. 問い合わせ先

一般社団法人秋田県サッカー協会 フットサル委員長 夏井 浩

携帯 090-6782-9155 FAX 018-888-5435 E-mail ac771244@city.akita.lg.jp